

奨学生の募集

29年度貸与型奨学金（追加募集）

経済的に修学困難な学生・生徒に貸与します。

受付期間 8月1日(火)～31日(休)

※ 連帯保証人が2人必要（要件あり）、書類審査あり

募集人員 17人程度（9月分から貸与）

貸付月額 ▷大学・短大・大学院 2万円または3万円から選択（私立は4万円も選択可）
▷高等専門学校 1万4千円 ▷高校(国公立)1万円、(私立)1万4千円 ▷専修学校(専門課程)2万円または3万円から選択、(高等課程)1万円

30年度給付型奨学金（新規事業）

人物・学業ともに優秀で経済的に修学困難な大学生に支給します。募集人員は8人（書類審査後に面接あり）。11月に候補者を選定し、大学入学後に正式決定。）

受付期間 9月1日(金)～29日(金)

応募資格 4年制以上の大学へ進学予定の高校・高専3年生等（1・2年次の全履修教科の平均評定が5段階評価で4.3以上）、前年の世帯合計所得266万円以下

支給金額 奨学金月額3万円、入学一時金10万円

お問合せ 子ども企画課 ☎21-3288

産婦健康診査のお知らせ

市では、29年8月1日以降に出産した市民を対象に、産婦健康診査費用を助成します。

受診場所 市内の産婦健康診査実施医療機関（市のHPに掲載）

受診時期 産後2週間前後および1か月前後（1人につき2回以内）

受診方法 市が8月1日以降に妊婦健康診査受診票と

併せて交付する産婦健康診査受診票を実施医療機関に提示して受診します。すでに妊婦健康診査受診票を交付されている方は、実施医療機関で交付を受けることができます。

※ 実施医療機関以外で受診した場合は助成対象外です。

お問合せ 母子保健課 ☎32-1533



介護サービスの利用者負担割合 利用負担について

介護サービスの利用者負担割合

介護サービスを利用するときは、「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担割合に応じて、原則としてサービス費用のうち1割または2割が利用者の負担となります。要介護認定を受けている方には、有効期間が29年8月1日からの介護保険負担割合証が交付されます。

高額介護（介護予防）サービスの支給

1か月間に利用した介護サービスの利用者負担額（自己負担分）が上限額を超えた場合、申請により高額介護（介護予防）サービス費が支給されます。

29年8月利用分から、同一世帯内に課税所得が145万円以上の第1号被保険者がいて、世帯内の第1号被保険者の収入が383万円（2人以上は520万円）以上の場合、自己負担月額上限額が4万4千円となります。

施設入所者の食費・居住費の軽減

介護保険施設や短期入所施設に入所した場合に、利用者負担第1段階から第3段階に該当する方は、申請により食費・居住費の負担が軽減されます。

社会福祉法人による利用者負担額の軽減

社会福祉法人が運営主体となっているサービスを利用した場合に、要件にあてはまる方は申請により利用者負担が軽減されます。

※ 現在交付している「介護保険負担限度額認定証」「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」の有効期限は7月31日(月)です。引続き減額認定を受ける場合は、8月中に申請の手続きをしてください。

お問合せ 介護保険課

☎21・3023

65歳からの健康づくり

「介護予防市民講演会」

日時 8月27日(月) 午後1時～4時

会場 フォーポイントバイシエラトン 函館
対象・定員 市民300人（申込不要）

内容 ▽講演①「認知症予防体操の紹介」
講師Ⅱ原崎 千鶴子氏（フィットネススタジオ・ジョイ主宰）

▽講演②「家族で、ご近所で、笑って脳活性化！」
「シナプソロジー」
講師Ⅱ丸尾 和久氏（榊ルネサンス地域健康営業部課長）

▽体験ブース・パネル展示

※ 動きやすい服装でお越しください。

お問合せ 高齢福祉課

☎21・3081